

内閣参質一五四第二九号

平成十四年七月二十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 倉田寛之殿

参議院議員井上美代君外七名提出公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレの改造に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員井上美代君外七名提出公立学校施設の耐震性の確保及び公立学校の増改築、トイレ

の改造に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねは、平成十四年二月に消防庁が取りまとめた「防災拠点となる公共施設等の耐震化推進検討報告書」の「地方公共団体における公共施設等の耐震改修等の現状」の調査結果について問うものと解される  
ところ、同報告書においては、お尋ねの「耐震性がないと推計され、未改修になっている公立の小中高  
校」の建物の棟数については、推計していない。

御指摘の「七万六五二棟」は、各地方公共団体が平成十三年三月三十一日までに、当該地域の実状を踏  
まえてそれぞれの判断で実施した耐震診断において対象とされた公立の幼稚園、小学校、中学校及び高等  
学校の建物（以下「公立学校の建物」という。）のうち、耐震性がないと診断されたものの割合を、耐震  
診断を実施していない公立学校の建物についても一律に当てはめる方法で算出したものであつて、公立学  
校の建物の耐震性の実態を正確に反映したものであるとは必ずしも言い難いことから、更に同様の手法で  
都道府県ごとの推計を行うことは差し控えたい。

なお、前記調査結果によれば、都道府県別の公立学校の建物の総棟数及びそのうち耐震性を有する建物（昭和五十六年以前に建築された建物であつて耐震診断未実施のものを除く。）の棟数は、別表一のとおりである。

## 二について

公立の小学校、中学校及び高等学校の施設については、地震等の非常災害時において、児童生徒等の安全を確保するとともに、その多くについては地域住民の避難場所としての役割を果たさせるため、その耐震性の確保を図ることは重要であると考える。

市町村が行う公立の小学校及び中学校の施設（以下「小中学校の施設」という。）の改築又は耐震性の向上を目的とした補強（以下「耐震補強」という。）に係る事業（以下「改築補強事業」という。）については、義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）第三条第一項等により、これに要する経費が国庫負担又は国庫補助の対象とされている。また、文部科学省においては、市町村に対し、都道府県の教育委員会を通じ、改築補強事業について国庫負担金又は国庫補助金を活用するなどして速やかに必要な措置を講ずるよう通知等により要請している。さらに、地震防災対策特別措置法（平成七

年法律第百十一号) 第四条等により、地震防災上緊急に整備すべき木造以外の校舎の耐震補強に係る事業については、国庫補助の割合を当該事業に関する法令の規定にかかわらず二分の一にする特例措置が講じられている。

地震防災対策の緊急性にかんがみ、今後とも、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、右のような施策を実施するなどして、小中学校の施設の耐震性の一層の向上を図るとともに、市町村による小中学校の施設の計画的な整備を促してまいりたい。

公立の高等学校の施設の耐震性の確保については、必要な地方財政措置を講じているところであり、これを通じて都道府県等における耐震性の確保のための取組を促してまいりたい。

### 三について

国有財産については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号) 第九条第一項により、適正な対価なくしてこれを貸し付けてはならないものとされており、その趣旨を踏まえて、貸付けに係る土地上の施設の増改築についても相当額の承諾料を納付させることとしているところである。

もつとも、地方公共団体に対する公立の義務教育諸学校の施設(以下「義務教育施設」という。)の用

に供する国有財産の貸付けについては、先の大戦において破壊された校舎等の復旧及び義務教育の年限の延長による義務教育施設の不足の解消が急務であるとの政策的必要性から、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第三条第一項により、時価からその五割以内を減額した対価で貸し付けることができることとされた。また、児童又は生徒の急増地域等においては、特に義務教育施設の整備に急を要することから、昭和四十八年における同法の一部改正により、このような特別の事由がある地域においては、無償で貸し付けることができるものとされたところである。さらに、増改築承諾料についても、同法の規定の趣旨を踏まえ同様に減額を行っている。

御指摘の貸付料の免除や増改築承諾料の廃止については、近年、いわゆる少子化により児童生徒数が減少しており、義務教育施設の不足等の状況が認められず、また、現下の厳しい財政状況にかんがみ、税外収入の確保を図る必要があることなどに照らすと、これらの措置を採る状況にはないものと考える。

#### 四について

国から義務教育施設の用地の貸付けを受けた地方公共団体が国に納付する貸付料及び当該用地に所在する義務教育施設の改築について国の承諾を受けた地方公共団体が国に納付する改築承諾料について、都道

府県別の平成十三年度の各納付額及び平成十四年度の改築承諾料の納付予定額は、別表二のとおりである。

## 五について

御指摘の「補助基準」の引下げを行った平成十三年度及び平成十四年度の義務教育施設の大規模な改造に係る事業の費用については、現時点ではその決算額が確定していないので、同事業に係る国庫補助金の予算額でお答えすると、平成十三年度にあつては百九十九億三千八百万円、平成十四年度にあつては百三億三千八百万円である。これらは、各都道府県における個別の事業に係る費用の予定額を積算したものであるため、都道府県別の予算額については、答弁できない。また、義務教育施設の便所について、平成十三年度に国庫補助金の交付を受けて改造（便所のみ）の改造に限る。以下同じ。）を行った学校の数及び平成十四年度に国庫補助金の交付を受けて改造を行うこととしている学校の数、都道府県別の内訳は、別表三のとおりである。

## 六について

義務教育施設の便所の整備については、これまでも国庫補助事業の対象を拡大するなどして必要な国庫

補助等を行ってきたところであるが、今後とも、現下の厳しい財政状況を踏まえつつ、必要な予算額を措置するよう努めてまいりたい。

別表一

| 都道府県 | 公立学校の建物の総棟数 | うち耐震性を有する建物（昭和五十六年以前に建築された建物であつて耐震診断未実施のものを除く。）の棟数 |
|------|-------------|----------------------------------------------------|
| 北海道  | 九、〇五六       | 四、一九〇                                              |
| 青森県  | 二、〇八六       | 一、〇〇四                                              |
| 岩手県  | 二、二三九       | 一、〇〇三                                              |
| 宮城県  | 二、八四七       | 一、四九一                                              |
| 秋田県  | 一、六六一       | 六九九                                                |
| 山形県  | 三、八〇〇       | 一、五二六                                              |
| 福島県  | 三、四五一       | 一、六〇三                                              |
| 茨城県  | 三、〇九五       | 一、二六七                                              |
| 栃木県  | 二、一九九       | 九四九                                                |
| 群馬県  | 二、七三八       | 一、三四七                                              |
| 埼玉県  | 五、六二五       | 二、五五三                                              |
| 千葉県  | 五、五〇三       | 二、四一六                                              |
| 東京都  | 八、五八七       | 四、五六一                                              |
| 神奈川県 | 四、三四〇       | 二、五〇〇                                              |
| 新潟県  | 四、二二二       | 一、五九六                                              |
| 富山県  | 二、一〇八       | 九一〇                                                |
| 石川県  | 一、七五八       | 六九四                                                |
| 福井県  | 一、三六〇       | 六三二                                                |
| 山梨県  | 一、一一五       | 六七一                                                |
| 長野県  | 三、三六五       | 一、六五七                                              |
| 岐阜県  | 二、九五七       | 一、六二六                                              |

|      |         |        |
|------|---------|--------|
| 静岡県  | 五、〇五七   | 三、四二七  |
| 愛知県  | 六、八九四   | 三、〇四一  |
| 三重県  | 二、八六四   | 一、七三八  |
| 滋賀県  | 二、三五九   | 一、二三一  |
| 京都府  | 三、一七四   | 一、二一五  |
| 大阪府  | 一〇、六二一  | 四、八二四  |
| 兵庫県  | 六、九三一   | 二、九二四  |
| 奈良県  | 二、三三六   | 九三九    |
| 和歌山県 | 二、四〇〇   | 一、〇七八  |
| 鳥取県  | 一、〇一六   | 三九六    |
| 島根県  | 一、六七二   | 七四四    |
| 岡山県  | 四、一八五   | 一、六七五  |
| 広島県  | 四、四八六   | 一、八一三  |
| 山口県  | 二、四七五   | 九四七    |
| 徳島県  | 一、八三六   | 五九三    |
| 香川県  | 一、八八八   | 五九二    |
| 愛媛県  | 二、一四〇   | 一、〇〇三  |
| 高知県  | 一、三七六   | 六〇〇    |
| 福岡県  | 五、五五〇   | 一、九三九  |
| 佐賀県  | 一、一四六   | 五六二    |
| 長崎県  | 三、〇五九   | 一、一一三  |
| 熊本県  | 三、〇一八   | 一、二三九  |
| 大分県  | 二、二三四   | 九八九    |
| 宮崎県  | 二、一九〇   | 七八六    |
| 鹿児島県 | 四、三四三   | 一、八一三  |
| 沖縄県  | 三、二九九   | 二、〇三五  |
| 全国計  | 一六二、六六一 | 七四、一五一 |

別表二

| 都道府県 | 平成十三年度           |                    | 平成十四年度                   |
|------|------------------|--------------------|--------------------------|
|      | 貸付料の納付額<br>(百万円) | 改築承諾料の納付額<br>(百万円) | 改築承諾料の納付予<br>定額<br>(百万円) |
| 北海道  | 三三               | ○                  | ○                        |
| 青森県  | 九                | ○                  | ○                        |
| 岩手県  | ○                | ○                  | ○                        |
| 宮城県  | 二六               | ○                  | ○                        |
| 秋田県  | 二七               | ○                  | ○                        |
| 山形県  | ○                | ○                  | ○                        |
| 福島県  | 一二               | ○                  | ○                        |
| 茨城県  | 六四               | ○                  | ○                        |
| 栃木県  | 二二               | ○                  | ○                        |
| 群馬県  | 一三               | ○                  | ○                        |
| 埼玉県  | 八六               | ○                  | ○                        |
| 千葉県  | 二八一              | ○                  | 五四                       |
| 東京都  | 一、〇七八            | ○                  | ○                        |
| 神奈川県 | 四七五              | ○                  | ○                        |
| 新潟県  | 二                | ○                  | ○                        |
| 富山県  | 二                | ○                  | ○                        |
| 石川県  | 一                | ○                  | ○                        |
| 福井県  | ○                | ○                  | ○                        |
| 山梨県  | 一三               | ○                  | ○                        |
| 長野県  | 三                | ○                  | ○                        |
| 岐阜県  | 二                | ○                  | ○                        |
| 静岡県  | 六六               | ○                  | ○                        |

|      |       |   |    |
|------|-------|---|----|
| 愛知県  | 一四九   | ○ | ○  |
| 三重県  | 一四    | ○ | ○  |
| 滋賀県  | ○     | ○ | ○  |
| 京都府  | 三     | ○ | ○  |
| 大阪府  | 一三七   | ○ | ○  |
| 兵庫県  | 一一    | ○ | ○  |
| 奈良県  | 三     | ○ | ○  |
| 和歌山県 | 一     | ○ | ○  |
| 鳥取県  | 一     | ○ | ○  |
| 島根県  | 一     | ○ | ○  |
| 岡山県  | 三〇    | ○ | ○  |
| 広島県  | 七一    | ○ | ○  |
| 山口県  | 七     | ○ | ○  |
| 徳島県  | 三三    | ○ | ○  |
| 香川県  | 五     | ○ | ○  |
| 愛媛県  | 三五    | ○ | ○  |
| 高知県  | ○     | ○ | ○  |
| 福岡県  | 五二    | ○ | ○  |
| 佐賀県  | ○     | ○ | ○  |
| 長崎県  | 二     | ○ | ○  |
| 熊本県  | 九     | ○ | ○  |
| 大分県  | 一     | ○ | ○  |
| 宮崎県  | 九     | ○ | ○  |
| 鹿児島県 | ○     | ○ | ○  |
| 沖縄県  | 六     | ○ | ○  |
| 全国計  | 二、七九四 | ○ | 五四 |

別表三

| 都道府県 | 平成十三年度に改造を行<br>った学校の数 | 平成十四年度に改造を行<br>うこととしている学校の数 |
|------|-----------------------|-----------------------------|
| 北海道  | 三五                    | 八                           |
| 青森県  | 〇                     | 二                           |
| 岩手県  | 一〇                    | 二                           |
| 宮城県  | 四                     | 三                           |
| 秋田県  | 〇                     | 一                           |
| 山形県  | 〇                     | 一                           |
| 福島県  | 二                     | 〇                           |
| 茨城県  | 一二                    | 一                           |
| 栃木県  | 二                     | 一                           |
| 群馬県  | 四                     | 一三                          |
| 埼玉県  | 三五                    | 二二                          |
| 千葉県  | 二九                    | 二〇                          |
| 東京都  | 四四                    | 三九                          |
| 神奈川県 | 七三                    | 四〇                          |
| 新潟県  | 一九                    | 六                           |
| 富山県  | 二                     | 二                           |
| 石川県  | 一                     | 〇                           |
| 福井県  | 二                     | 〇                           |
| 山梨県  | 三                     | 一                           |
| 長野県  | 二一                    | 一二                          |
| 岐阜県  | 八                     | 三                           |
| 静岡県  | 三                     | 五                           |
| 愛知県  | 三九                    | 四一                          |

|      |     |     |
|------|-----|-----|
| 三重県  | 六   | 八   |
| 滋賀県  | 一三  | 四   |
| 京都府  | 三七  | 一四  |
| 大阪府  | 八一  | 四七  |
| 兵庫県  | 三八  | 二二  |
| 奈良県  | 六   | 四   |
| 和歌山県 | 一   | 四   |
| 鳥取県  | 二   | 〇   |
| 島根県  | 一   | 〇   |
| 岡山県  | 一〇  | 三   |
| 広島県  | 七   | 四   |
| 山口県  | 一二  | 九   |
| 徳島県  | 六   | 一   |
| 香川県  | 一〇  | 四   |
| 愛媛県  | 〇   | 〇   |
| 高知県  | 〇   | 二   |
| 福岡県  | 二八  | 二一  |
| 佐賀県  | 一   | 〇   |
| 長崎県  | 一一  | 六   |
| 熊本県  | 二   | 五   |
| 大分県  | 一一  | 〇   |
| 宮崎県  | 〇   | 二   |
| 鹿児島県 | 〇   | 〇   |
| 沖縄県  | 〇   | 〇   |
| 全国計  | 六三一 | 三八三 |